

I. 2012 年度中間研究集会の報告

去る 6 月 2 日、本学会「中間研究集会」が東京学芸大学で開催されました。テーマは「SNE とインクルーシブ教育」です。実行委員長は東京学芸大学の渡邊健治教授、副実行委員長は高橋智教授（いずれも本学会理事）です。私は事務局長を仰せつかりました。当日は、特別ニーズ教育に関する 140 名以上もの研究者、実践家、家族、学生等が参加しました。

思い返せば、本学会の第 1 回大会は 1995 年に東京学芸大学で開催されました（若い学会と思っていましたが、いつの間にか発足 20 年になろうとしています）。このときも本学の特別支援科学講座（当時は特殊教育学科という名称でした）が主な運営を担いました（いまま講座所属のほとんどの教員が本学会員です）。

今回の集会はかなり充実したプログラムになったと思います。渡邊健治委員長の記念講演「インクルーシブ教育と SNE をめぐって」に始まり、記念シンポジウム、2 つのランチョンセミナー、4 つの課題研究が行われました。ここでなされた充実した論議を 10 月の高知大学での研究大会につなげていくことが大切になると思います。最後になりましたが、会の実施に当たり、本学会事務局より多大なるご支援を頂き、また東京学芸大学のご協力を賜りました。深く感謝申し上げます。

（奥住秀之・東京学芸大学・本学会理事）



1. 記念シンポジウム「SNE とインクルーシブ教育」

シンポジスト：窪島 務（滋賀大学）

荒川 智（茨城大学）

河合隆平（金沢大学）

司会：加瀬 進（東京学芸大学）

(1) 理念と現実の乖離、その克服の可能性と方法論

窪島務（滋賀大学）

教育的インクルージョンのみが実現することはなく、社会全体のインクルージョンの実現の程度に応じて教育的インクルージョンは実現する。

インクルーシブ教育の基本理念は、障害のあるなしにかかわらず、個々の子どもの最大限発達可能性の実現と民主的社会の一員としての能動的参加の実現にある。このテーマを個々の子どもの発達の視点において捉えることが課題である。

そのためには、教育方法、指導スキルへの矮小化でなく、基本的諸原理の確認とその実現が重要である。インクルーシブを技術的方法論や教育方法の問題としてのみ狭く捉えるべきではない。個々の子どもの人格的尊厳、自尊心と自己実現という基本的人権の文脈において捉える必要がある。権利論的な特別ニーズ教育論が前提なのである。

インクルージョンの増加と一般教育内部における分離教育の増加、特殊教育の分離の同時進行という一見矛盾した現象傾向はグローバリズムの一部であり、日本においても同様である。

障害のある子ども達のインクルーシブ教育がもし実現可能であるとすれば、その前提としてすでに通常学級に在籍する様々な学習上、学校生活上に困難のある子どもの学習と発達の保障がなければならないことは明らかである。

(2) 特別ニーズ教育とインクルーシブ教育

荒川智（茨城大学）

インクルーシブ教育は決して「障害のある子とない子」という二分法ではなく、すべての学習者を対象とし、学習等への参加、排除をなくす、多様性への着目と対応などがキー概念になろう。

インクルーシブ教育がすべての子どもに関わる通底の原理なのに対し、SNEは障害ないし特別なニーズの独自性、あるいは多様性には解消されない固有性を考慮して進められるものである。特別学校・学級なども、完全かつ効果的な社会への参加とインクルージョンを目指す教育を行う限りは、インクルーシブ教育の一環としてみなされるべきであろう。

全ての学習者が質の高い教育へのアクセスを保障するためには、多様な興味・志向を考慮した多彩な教材・教具、学習集団や活動の多彩な組み合わせ、实际的で経験ベースの活動的で協同的な学習、学習方法のバリエーション、複数の教師や支援スタッフによる共同の指導が不可欠である。

しかし、どの国も学力向上政策やアカウンタビリティとの軋轢、教員の専門性、財政上の制限などの困難に直面している。こうしたマクロ的な問題と同時に、当事者の意識や態度もインクルーシブ教育の進展を大きく左右する要因となる。インクルーシブ教育は、こうした様々な障壁を丁寧に取り除き、学習活動への参加を保障していくプロセスと考えるべきではないか。

(3) インクルーシブ教育と特別ニーズ教育—改革としてのプロセスをいかに評価するのか—

河合隆平（金沢大学）

インクルーシブ教育が国内外の教育改革の理念として採用されるなか、その内実が問われる段階にきた。とくに多様性や差異を承認し、個人の発達と社会参加を保障する仕組みを、市場や選択によらず、平等と公正にもとづくシステムとしていかに構築するかが大きな関心事となっている。

差異・多様性に開かれた学校システムをめざすとしても、それが定型化されれば排除や周縁化につながりかねない。だからこそ、包摂の仕組みを柔軟に作り替えていく不断のプロセスとしてインクルーシブ教育があるのだが、そのプロセスをい

かに評価すべきか。空虚な理想論に引き戻すことなく、インクルーシブ教育を実現させるためには、こうした教育改革の評価は不可避の問題である。

目標管理型の評価システムが行政機構に組み込まれているグローバルな趨勢において、教育改革のアカウンタビリティは、学力テストや効率性にその基準が求められやすく、財政論の制約から抜け出すことが難しい。個人の発達や学習への多様なニーズを権利として平等に保障することの成果を、市場的・競争的価値によらずに評価する枠組みやシステムのあり方が求められている。

以上の報告を受けて、まず、指定討論者の河合から、窪島氏には教育実践と教育評価にまつわる問題、荒川氏には、教育システムに関する問題にかかわって質問が出された。それらへの応答をふまえてフロアからも、インクルーシブな学校の具体的なイメージと条件整備、多様なニーズをふまえた学力論のイメージと議論の方向性などについて質疑や問題提起がなされ、シンポジストとのやりとりが行われた。国際動向を視野に入れて日本の現状が語られ、また通常学校を含めた実践家の参加も多く、インクルーシブ教育を実質化するための課題を一定共有することができた。

（文責：河合隆平・金沢大学）

ランチョンセミナーでは、「命の値段～障害のある伊藤晃平君の施設内死亡事故裁判（名古屋）」（田中良三氏・愛知県立大学）、「医療的ケア～「一部法制化」をめぐる動向と課題～」（猪狩恵美子氏・福岡教育大学）が企画され、多数の参加があった。



2. 課題研究

(1) 小学校の特別支援教育の現状と課題

企画：渡邊健治（東京学芸大学）

司会：渡邊健治

濱田豊彦（東京学芸大学）

話題提供：今関和子（大学非常勤講師）

相馬幸夫（清瀬市立清瀬第十小学校）

指定討論：半澤嘉博（東京家政大学）

本課題研究は 2007 年 4 月に特別支援教育が実施されものの、小学校における特別支援教育体制整備は進んでおらず、まだまだ個人の教員の力量に負っている状況にあるのではないかという問題意識から、実際の小学校の担任による報告を基にして、小学校における特別支援教育をどのように進めていくべきか検討を行った。

今関報告「子どもたちは集団の中で育ちあう—いろいろな子どもたちがいるから、楽しい世界がひらける—」では、通常の学級では一人ひとりの子どもの心への寄り添うことで子どもの心を安心させ成長させることが大切であること、実際に児童間で教えあう活動を行うことで総合に成長できるといったことといった実践から得たポイントについて事例を通して紹介し、小学校では「専門家」任せや「専門家」不足といった人的課題が生じていることが指摘された。

相馬報告「茂田君、小池君の居場所づくり～二人の願いを読み解きながら～」では、2 人の「特別配慮」を要する児童の相互交流による発達や 2 人を受入れる学級の仲間づくりの形成過程が事例から生き生きと語られた。報告の中ではやり方がわかればどんどん自分で物事を進められる児童に対し、通常の学級の指導の中でどのように個別に関る時間を確保するかといった実践的課題も複数あげられた。

討論ではフロアから通常の学級で「学習指導要領」等に基づき一定の学習の進度が求められる中で特別な教育的ニーズを有する子への配慮が教師にどこまでできるのかという点が指摘され、今関氏はグループ活動等を通して児童間をつなげ、相互に理解しあえる学習環境をつくっていった経験

等から、児童自身が自分で動けるようになることが重要であると報告され、相馬氏からも児童が楽しめるような学習内容の変更を行った事例が紹介された。一方で両者とも事務作業の多さや学年の学級間で進路をあわせざるを得ない実態が有るといった課題を併せて指摘した。

フロアからは実践を通して小学校での特別支援教育を進めるための議論を進めていくことの要望も聞かれ、短い時間ながら活発な議論がなされた。

（文責：田中 謙・東京学芸大学大学院）



(2) 中学校における特別支援教育の推進と課題

企画：高橋 智（東京学芸大学）

田部絢子（東京学芸大学大学院博士課程／
成女学園中学・成女高校）

司会：高橋 智

話題提供：小林 徹（羽村市立羽村第三中学校／
東北大学大学院）

菊地雅彦（いわき明星大学）

梅田多津子（中野区立中野中学校）

別府悦子（中部学院大学）

指定討論：田部絢子

竹本弥生（神奈川県立綾瀬西高校）

企画者の高橋智氏の司会進行のもと、①小林徹氏「思春期の育ちを支える中学校特別支援学級の実践」、②菊池雅彦氏「中学校における学校不適応と通級指導の実践」、③梅田多津子氏「通級指導学級の実践―抵抗感をへらす文字の指導―」、④別府悦子「中学校における教師の指導困難とコンサルテーションの取り組み」の話題提供を受けながら、中学校における特別支援教育の推進と課題に関する議論がなされた。参加者は約 75 名であった。

小林氏は生徒の現象面に捉われずその生徒の内面に寄り添い、「生きる意欲」を再生産し続けることが中学校特別支援学級の役割であるとした。また、中学校の時期に「楽しみ貯金（楽しい経験）」を増やすこと、将来に対する展望をどう持たせるかを課題とした。

菊池氏は通級指導学級の生徒の多くが主訴の発達障害以外に様々な状況や症状を抱えていることを示し、彼らは通級指導学級という守られた安全な空間での成功体験を重ねることで自信を付けていくことを報告した。「学習意欲の向上」「学習方法の工夫」「学習習慣の定着」を通級指導学級の効果として挙げた。

梅田氏は視覚能力のアセスメントの実施や生徒が楽しみながら行える道具の工夫等を通して、通級指導学級に通う生徒の学習への「抵抗感」を軽減させていく実践が報告された。

別府氏は教師の指導困難や小学校からの接続も含めた教師の指導困難に関する調査結果から、中学校期に問題行動を示す生徒の存在と教師の指導困難の関連やコンサルテーションシステムの在り方に関する問題提起が行われた。

これらの話題提供を受けて、指定討論は竹本弥生氏、田部絢子氏が行い、それぞれの実践における具体的方法や移行支援に関する意見交換が行われた。

これらの話題提供者からの報告に加え、フロアからも積極的な質問・意見が出され、教師のサポート、評価の実態把握、学級担任・通級指導学級担任の移行支援や進路指導も含めた「教師の役割」、校内支援体制の整備が検討された。（文責：内藤千尋・石井智也・東京学芸大学大学院）

(3) 特別支援学校におけるキャリア教育の推進と課題

企画：奥住秀之（東京学芸大学）

司会：奥住秀之

話題提供：遠山秀雄（埼玉大学教育学部附属特別支援学校）

早川 透（京都教育大学附属特別支援学校）

清水 聡（筑波大学附属桐が丘特別支援学校）

指定討論：新井英靖（茨城大学）

特別支援学校の今日的課題の課題研究の企画という重責を渡邊健治実行委員長から仰せつかったとき、センター的機能にするか、キャリア教育にするか、大いに迷った。「インクルーシブ教育」という本研究集会テーマからみれば、前者が妥当かとも思ったが、現在のトピックでみればやはりキャリア教育だろうと考えた。

キャリア教育を推進する公立学校は今では決して少なくなく、例えばいくつも都立学校を挙げられるが、今回は学校としての特色をより鮮明に打ち出せる附属学校の先生方に話題提供をお願いした。知的障害学校としては、小学部から高等部までの一貫したキャリア教育を推進する埼玉大学教育学部附属特別支援学校の遠山秀雄先生、SNE 学会等で教育実践や授業についていつも「熱く」語る京都教育大学附属特別支援学校の早川透先生、肢体学校としては、支援システム等の議論をよくさせて頂いている筑波大学附属桐が丘特別支援学校の清水聡先生にご依頼した。

遠山先生は、特別支援教育におけるキャリア教

育の推進に関する一般論をご説明されたのち、特に中学部の実践についてのご報告を頂いた。そして、一人一人の能力やその能力を発揮するための支援方法を明確にすることが、将来の自己実現につながるという、個に応じたキャリア教育の在り方を提起された。早川先生は、児童生徒が活動の中で役割期待を感じ、集団で協力して仕事を成し遂げることの充実感、満足感をキャリア教育に生かす必要性があることを報告された。清水先生は、肢体学校と知的学校との差異性についての一般論を語った後、医療的ケアが必要な児童生徒や中途障害のある児童生徒への対応など、肢体学校独自の問題についてご説明を頂いた。

指定討論の新井先生（茨城大学）からは、働くことへの意欲や関心などの内面をどう育てるか、それがキャリア教育の中心的課題ではないのかという視点で論点整理がなされた。また、会場からは、学校だけに限定せず関連機関も含めた検討がキャリア教育を考える上では不可欠だなどの意見が出された。

（文責：奥住秀之・東京学芸大学）

(4) 発達障害等の特別な配慮を要する青年・成人の社会的自立と移行支援（若手 SNE 研究者企画）

企画：田部絢子（東京学芸大学大学院博士課程／成女学園中学・成女高校）

石川衣紀（東京学芸大学大学院博士課程／白梅学園大学）

田中 謙（東京学芸大学大学院）

司会：田部絢子

田中 謙

特別報告：片岡 聡（東京都自閉症協会当事者スタッフ）

話題提供：伊藤修毅（日本福祉大学）

中島 学（東京都立羽村特別支援学校）

児嶋芳郎（NPO 法人発達保障研究センター）

企画者の田部絢子と田中謙の司会進行のもと、

①伊藤修毅氏「発達障害等の特別な配慮を要する青年・成人のキャリア教育と就労支援」、②中嶋学氏「発達障害等の特別な配慮を要する青年・成人の離職問題と就労支援」、③児嶋芳郎氏「発達障害等の特別な配慮を要する青年・成人の性と性教育をめぐる課題」、④片岡聡氏「ASD 当事者からみた発達障害等の特別な配慮を要する青年・成人の就労支援の課題」の話題提供を受けながら、「発達障害等の特別な配慮を要する青年・成人の社会的自立と移行支援」に関する議論がなされた。参加者は約 60 名であった。

伊藤氏は、障害者の労働が「一般就労」と「福祉的就労」の二分的制度に限定されている現状に課題があるとし、一般就労と福祉的就労の中間に位置する就労形態の必要性を述べた。その具体として「就労継続支援事業（A 型）」をあげ、国際労働機関（ILO）が示す保護雇用に合致する可能性を持つものとしてその意義を示した。

中嶋氏は、都内就労支援機関等の支援担当者への半構造化面接法調査の結果から、学校卒業後の離職の状況、離職者に行われている支援の内容について述べ、支援を受けている当事者への調査の必要性、特別支援学校に在籍していない発達障害児への支援のありかたの検討、「地域性」に応じた支援のあり方等について問題提起をおこなった。

児嶋氏からは「性と性教育」の視点から、障害者への「性」の権利の主体者としての認識、「性」を適切に学ぶことのできる機会の確保、「性」の指導に関する専門性の養成について問題提起がなされた。

指定討論は石川が行い、近年大学や短大等においても発達障害等を有する学生への支援の必要性が高まっており、とくに「卒業後の社会」をどのように学生に伝えるか、卒業後の支援の「専門性」の具体的内容について意見交換がされた。

最後にこの企画を締めくくる形で、ASD 当事者の片岡氏から特別報告がなされた。片岡氏は、ASD はその人の一部分に過ぎず、健常児・者と同様にパーソナリティも含めた支援のありかたが検討されるべきであることをまず強調した。また ASD 当事者には免疫系・自律神経系に本質的な弱さがあ

り、現れている症状だけではなく身体全体を見る必要性があり、そこから ASD を発達障害・心身症・自己免疫性疾患が絡みあった状態として新たに“Hyper Sensitivity Syndrome” ととらえられると提起された。

最後に、本課題研究でなされた議論は高知での本大会にてさらに発展させていくことが課題として確認された。

(文責：石川衣紀・東京学芸大学大学院／白梅学園大学、田部絢子・東京学芸大学大学／成女学園中学・成女高校、田中 謙・東京学芸大学大学院)

Ⅱ. 施策の動向

戦後最大の障害児施設再編

—2012 年 4 月児童福祉法改正—

中村尚子（立正大学）

1. 障害者福祉をめぐる動向

障害者福祉の分野では、2012 年 4 月から「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」(2010 年 12 月) による改正が施行されている。名称が示すようにこの法律は、障害者自立支援法(自立支援法)廃止後の新法議論の最中に、同法の延命をはかるために若干の手直しを施したもので、「つなぎ法」と呼ばれている。2012 年 6 月 21 日、自立支援法は応益負担や障害程度区分の仕組みを維持したまま、「つなぎ法」に少し飾りつけをただけで、名称を「障害者総合支援法」(障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律)と変えることとなった。政府・厚生労働省は、障がい者制度改革推進本部等における検討の結果である「骨格提言」をまったく無視したのである。

障害児施設・事業の一元化 イメージ

○ 障害児支援の強化を図るため、現行の障害種別ごとに分かれた施設体系について、通所・入所の利用形態の別により一元化。

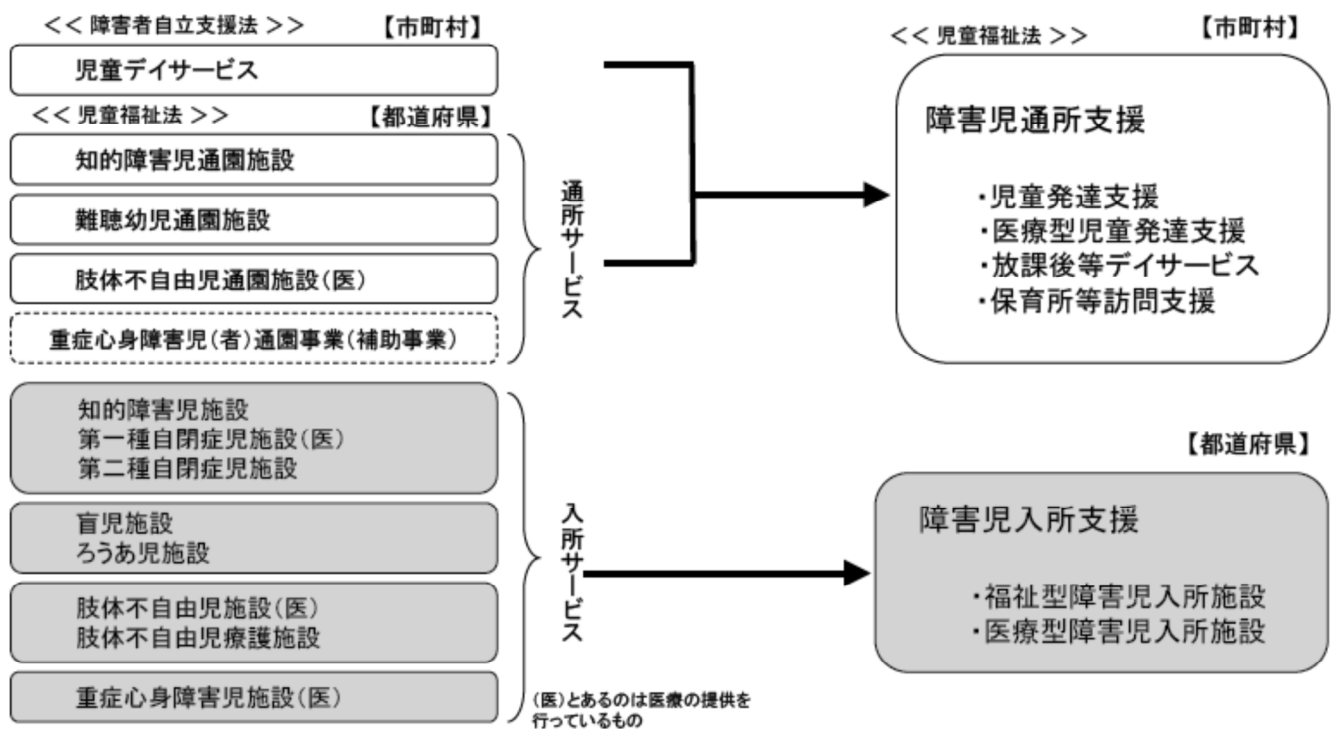


図 1 (厚生労働省資料より)

「つなぎ法」は自立支援法を部分的に手直しするものであったが、児童福祉法(児福法)の障害児支援に関する条項については、これによって大きく変更されることとなった。今次児福法改正は、障害児施設法定以来、最大といってもよいほどの内容である。

2. 児福法改正のポイント

厚生労働省は今次児福法改正を「障害児支援の強化」と称し、以下の4点をポイントとしてあげている。

- ① 障害児施設の一元化
- ② 障害児通所支援の実施主体を市町村へ移行
- ③ 放課後等デイサービス、保育所等訪問支援の創設
- ④ 在園期間の延長措置の見直し

このうち①～③を示したのが図1である。障害児施設は障害の種別をなくし、「通所支援」と「入所支援」にそれぞれ一元化。通所支援の児童発達支援は、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設から移行することが想定され、さらにここに自立支援法の介護給付事業の一つであった児童デイサービスが組み入れられた(自立支援法以前はもともと児福法内の事業であったために、「児福法に戻した」と表現されることもある)。医療型とは医師や看護師、理学療法士等が配置され、診療機能が置かれた肢体不自由児通園施設からの移行が想定されている。

③は両者とも新規事業である(図2、図3)。保育所等訪問支援は、保育所や幼稚園、学童保育など集団の場で生活する障害児に対して、児童発達支援センター等の療育機関から出向いて提供される支援、放課後等デイサービスは放課後や長期休業中の活動の場である。

④は、いわゆる入所施設の「過齡児」問題を解決するための改正とされ、18歳以上の入所者は原則として自立支援法の障害福祉サービスを受けることになる。

3. 障害児相談支援事業の新設

図1の通所支援は個別給付であり、サービスを

受けるさいには受給者証が必要である。その入り口につぎのような障害児相談支援事業が新設された(改正児福法第6条二の⑦)。

- ・保護者の申し出を受けた相談支援事業者は、子どもの状態や保護者の意向等を勘案してまず通所支援の種類や内容について利用計画案を作成する(保護者は計画案をもって市町村に受給申請する)。
- ・支給決定後、事業所と調整して利用計画を作成する。
- ・計画の見直し・修正にかかわる支援。

障害児相談支援の新設は、ここにみるように、従来から市町村や施設などで取り組まれていた障害児を育てる上での相談や直接的な支援の機能を強化するものではなく、その入り口となる支給決定プロセスに関する支援である。

4. 今後の課題

今次改正は、自立支援法見直しと連動して行われたものであるが、障害種別施設の一元化をはじめとする一連の改正は、1990年代からの社会福祉基礎構造改革路線の児童版の実行でもある。施設利用を個別給付の「支援」に置き換えたのは2006年施行の改正であったが、今回、入り口に「相談支援」を位置づけ、ほとんど成人の自立支援法と同じ仕組みが児福法に埋め込まれた。

「障害のある児童が身近な地域で適切な支援が受けられるようにする」という目的が掲げられている「一元化」であるが、実際にはこれまでの障害種別の通園施設の基準が児童発達支援に移されたため、これまで「遠距離療育」や在宅が多かった肢体不自由児の通園の場が増えるという見通しはたっていない。しかも、通所支援の実施主体は市町村となったため、広域のニーズ把握ができるのか、さらに格差が広がるのではないかといった不安がある。

文部科学省は、2012年4月18日付で「児童福祉法等の改正による教育と福祉の連携の一層の推進について」(事務連絡)を発し、注意を喚起しているが、就学前の保育・療育、放課後等デイサービスやガイドヘルパーの利用など、今次改正の実

際と課題を学校教育の側から検討する必要がある。
う。

保育所等訪問支援の概要

○ 事業の概要

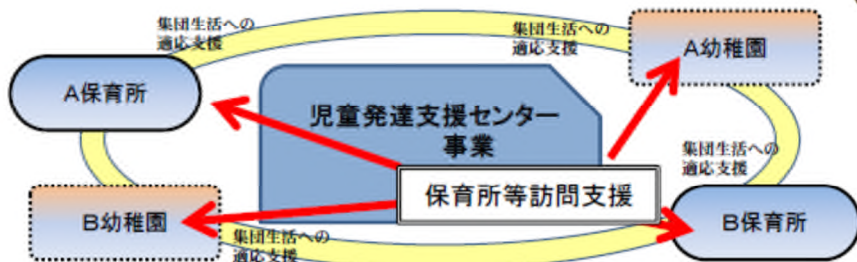
- ・ 保育所等を現在利用中の障害児、又は今後利用する予定の障害児が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、訪問支援を実施することにより、保育所等の安定した利用を促進。

○ 対象児童

- 保育所や、児童が集団生活を営む施設に通う障害児
 - ＊「集団生活への適応度」から支援の必要性を判断
 - ＊発達障害児、その他の気になる児童を対象
- ＝ 個別給付のため障害受容が必要
- ⇒ 相談支援事業や、スタッフ支援を行う障害児等療育支援事業等の役割が重要

○ 訪問先の範囲

- ・ 保育所、幼稚園、認定こども園
- ・ 小学校、特別支援学校
- ・ その他児童が集団生活を営む施設として、地方自治体が認めたもの



○ 提供するサービス

- ◆ 障害児が集団生活を営む施設を訪問し、当該施設における障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等
 - ①障害児本人に対する支援(集団生活適応のための訓練等)
 - ②訪問先施設のスタッフに対する支援(支援方法等の指導等)
- ◆ 支援は2週に1回程度を目安。障害児の状況、時期によって頻度は変化。
- ◆ 訪問支援員は、障害児施設で障害児に対する指導経験のある児童指導員・保育士(障害の特性に応じ専門的な支援が必要な場合は、専門職)を想定。

図2 (厚生労働省の資料より)

24

放課後等デイサービスの概要

○ 事業の概要

- ・ 学校通学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進。

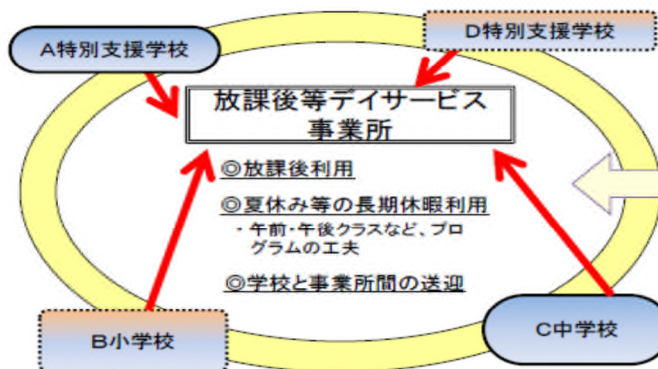
○ 対象児童

- 学校教育法に規定する学校(幼稚園、大学を除く)に就学している障害児
 - (＊引き続き、放課後等デイサービスを受けなければその福祉を損なうおそれがあると認めるときは満20歳に達するまで利用することが可能)

○ 利用定員

10人以上

※児童デイサービスからの移行を考慮



○ 提供するサービス

- ◆ 学校授業終了後又は休業日において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等
 - ①自立した日常生活を営むために必要な訓練
 - ②創作的活動、作業活動
 - ③地域交流の機会の提供
 - ④余暇の提供
- ◆ 学校との連携・協働による支援(学校と放課後等デイサービスのサービスの一貫性)

20

図3 (厚生労働省の資料より)

Ⅲ. 理事会からのお知らせ

〔事務局より〕

来年度（2013 年度）は理事選挙の年にあたります。今年度の学会総会の時に選挙制度の改正についてご提案し、次回の選挙より施行していきたいと考えております。

これまでの理事会では、より多くの方が理事会等の運営に関係することができるように、理事に任期を設ける案が検討されております。10 月の研究大会の際に行われる学会総会において、学会員のみなさまからのご意見をいただく時間を設ける予定でおりますので、今まで以上に多くの方のご出席をいただければ幸いです。

事務局・理事 新井英靖

今年の研究大会は、下記日程で行われます。

2012 年 10 月 20 日（土）～21 日（日）

開催場所：高知大学

別刷りで今年度の研究大会プログラムと参加費振り込み用紙を同封いたしました。

4. ニュースレター編集部より

日本特別ニーズ教育学会では、ニュースレター第 4 号の発行を 2012 年 12 月に予定しております。会員向けのお知らせ、実践・授業紹介について、400 字から 2000 字以内の原稿を募集いたします。ご執筆いただける方は、書式等をお送りしますので下記メールアドレス（河合）宛てにご連絡ください。次号に掲載希望の方は 2012 年 11 月 10 日までに原稿をお送り下さい。

SNE 学会ニュースレター 第 1 号 2012 年 9 月

編集：SNE 学会会報編集担当理事（千賀愛・河合隆平・丸山啓史）

原稿・会員の声の送付先：

rykawai@ed.kanazawa-u.ac.jp

（スパムメール防止のためメールアドレスの表示の一部を○にしておりますので、@に置き換えて送り下さい）

発行：日本特別ニーズ学会事務局